

# 土木工事特記仕様書（令和5年1月1日以降適用）

## （土木工事共通仕様書の適用）

- 第1条** 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省総合政策局公共事業企画調整課）、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

## （土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

- 第2条** 「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のとおりとする。

### （共通仕様書の読み替え）【変更】

「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」の「第1編共通編」において、「7日以内」、「5日以内」、「7日まで」とあるのは「土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内」と、「翌月5日」とあるのは「翌月10日」と、それぞれ読み替えるものとする。また、「1-1-1-5 施工計画書」において、「請負対象金額」とあるのは「当初請負対象金額」に、「1-1-1-14 土木施工管理技術検定制度等の活用」において、「建設機械施工」とあるのは「建設機械施工管理」に、「農業土木」とあるのは「農業土木又は農業農村工学」に、「1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等 4. 低入札技術者」において、「主任技術者又は監理技術者」とあるのは「主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐」に、「1-1-1-34 工事関係者に対する措置要求」において、「主任技術者（監理技術者）」とあるのは「主任技術者（監理技術者）、監理技術者補佐」に、「1-1-1-35 工事中の安全確保」において、「土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成21年3月31日）」とあるのは、「土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官、令和3年3月25日）」に、「建設事務次官通達、平成5年1月12日」とあるのは「国土交通省告示第496号」に、「2-1-3-1 県内産資材の原則使用」において、「請負代金額」とあるのは「当初請負代金額」と読み替えるものとする。

「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」において、「約款第21条」とあるのは「約款第22条」と、「第21条」とあるのは「第22条」と、「約款第22条第1項」とあるのは「約款第23条第1項」と、「約款第23条」とあるのは「約款第24条」と、「約款第23条第2項」とあるのは「約款第24条第2項」と、「約款第26条」とあるのは「約款第27条」と、「約款第28条」とあるのは「約款第29条」と、「約款第29条」とあるのは「約款第30条」と、「約款第29条第1項」とあるのは「約款第30条第1項」と、「約款第29条第2項」とあるのは「約款第30条第2項」と、「約款第31条」とあるのは「約款第32条」と、「約款第31条第2項」とあるのは「約款第32条第2項」と、「約款第33条」とあるのは「約款第34条」と、「約款第34条」とあるのは「約款第35条」と、「約款第37条」とあるのは「約款第38条」と、「約款第37条第2項」とあるのは「約款第38条第2項」と、「約款第37条第3項」とあるのは「約款第38条第3項」と、「約款第38条第1項」とあるのは「約款第39条第1項」と、「約款第41条第2項」とあるのは「約款第54条」と、「第43条第2項」とあるのは「第44条第3項」とそれぞれ読み替えるものとする。

### （施工計画書）【変更】

#### 1-1-1-5 施工計画書

##### 1. 一般事項

受注者は、当初請負対象金額が5,000万円以上の工事、低入札価格調査制度の低入札価格調査基準価格を下まわって落札した工事（以下「低入札工事」という。）及び仕様

書に明記のある工事においては、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。なお、低入札工事において、施工計画書の内容についての重点的なヒアリングを発注者から求められた場合には、応じなければならない。

受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。

受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、維持工事等簡易な工事においては、監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- (1) 計画工程表
- (2) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む。）
- (3) 施工管理計画
- (4) 安全管理
- (5) 緊急時の体制及び対応
- (6) 交通管理
- (7) 環境対策
- (8) 現場作業環境の整備
- (9) その他

#### **（当初未確定な部分の施工計画書）【追加】**

##### **1-1-1-5 施工計画書**

#### **4. 当初未確定な部分の施工計画書**

受注者は、第1項に示す工事においては、工事着手日（設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日以降30日以内）までに未確定な部分（施工方法等の詳細が定まっていない場合等）の施工計画書は作成せず、詳細が確定した段階で、当該部分の施工計画書を作成し、監督員に提出することができるものとする。

#### **（工事实績データの登録）【変更】**

##### **1-1-1-6 工事实績データの登録**

受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事实績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、しゅん工時は工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

なお、変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。

なお、変更時としゅん工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

#### **（現場代理人及び主任技術者等）【変更】【追加】**

##### **1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等**

#### **1. 選任通知**

(4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。

- ① 主任技術者又は監理技術者の資格又は実務経験
  - ・ 建設業法第7条第2号ハ、及び同法第15条第2号イ又はハに該当する有資格者（土木施工管理技士等）については、技術者取得資格証明書（技術検定に合格した者については、合格証明書受領までの期間（合格通知書の交付日より半年程度）は合格通知書で可）
  - ・ 建設業法第7条第2号イ又はロ、及び同法第15条第2号ロに該当するものにつ

いては、実務経験証明書

- ② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が 4,500 万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

### 3. 名札の着用

受注者は、当該工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐に、氏名、会社名、工事名及び顔写真の入った名札を着用させなければならない。名札は、図1-1-1を標準とする。（監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。）

### 5. 監理技術者補佐

受注者は、監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合は、主任技術者、監理技術者及び低入札技術者とは別に、監理技術者補佐を専任させなければならない。

なお、監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該工事に関し建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者又は建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者でなければならない。

また、監理技術者補佐については、「監理技術者補佐選任通知書」を、落札候補者となった時点で契約事務担当者へ、工事途中に監理技術者補佐を設置して当該監理技術者を他工事と兼務させる場合、その変更する日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員へ提出し、確認を受けなければならない。また、選任通知書には技術者取得資格証明書又は実務経験証明書を添付するとともに、雇用関係が確認できるもの（健康保険証等）を提示しなければならない。内容を変更しようとする場合は、第1項（1）を準用するものとする。

### 6. 技術者等の配置

受注者は、一般競争入札及び条件付一般競争入札（総合評価落札方式）対象工事において、入札前に入札参加資格確認資料として提出した配置予定技術者を、当該工事の技術者として配置しなければならない。

また、現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び低入札技術者は、死亡、傷病又は退職等真にやむを得ない場合等を除いて変更することはできない。ただし、やむを得ず変更する場合には、当該入札参加条件に適合した者を選任し、再度審査を受けた後、配置しなければならない。

### 7. 「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」の適用

受注者は、上記1～6のほか、現場代理人及び主任技術者等に関する取扱い（通知方法、雇用関係、現場代理人の常駐、主任技術者等の専任、他工事との兼務、途中交代等）は、「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」によらなければならない。

#### （工事の一時中止）【追加】

##### 1-1-1-18 工事の一時中止

### 4. 「徳島県土木工事の一時中止に係るガイドライン（案）」の適用

発注者及び受注者は、上記1～3のほか、工事の全部又は一部の施工について一時中止する場合は、「徳島県土木工事の一時中止に係るガイドライン（案）」によるものとする。

#### （設計図書の変更）【変更】

##### 1-1-1-19 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

なお、発注者又は監督員と受注者は、設計図書の変更に係る業務の円滑化を図るため、「徳島県土木工事における設計変更ガイドライン（案）」に基づき、対等の立場で合議し、信義に従って誠実に契約を履行するものとする。

## **(トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用)【変更】**

### **1-1-1-35 工事中の安全確保**

#### **7. トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用**

受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置又はブームの高さを制限する装置）付きの車両を原則使用しなければならない。ただし、監督員との協議により、上空施設への接触事故防止装置付きのトラック（クレーン装置付）を使用できないことが認められた場合は、この限りでない。

## **(建設副産物)【変更】【追加】**

### **1-1-1-23 建設副産物**

#### **4. 再生資源利用計画**

受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

#### **5. 再生資源利用促進計画**

受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

#### **6. 実施書の提出**

受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。

#### **7. COBRISの入力方法**

受注者は、COBRISの入力において、資材の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

#### **8. 舗装版切断に伴い発生する排水の処理等**

受注者は、舗装版の切断作業を行う場合、切断機械から発生する排水は、排水吸引機能を有する切断機等により回収し、回収した排水については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正に処理しなければならない。

#### **9. 建設リサイクル法通知済証の掲示**

受注者は、一定規模以上の工事においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景の写真は、電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から

工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

#### **(徳島県認定リサイクル製品の使用)【変更】**

##### **1-1-1-39 環境対策**

##### **9. 環境物品等の使用**

受注者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、国等による環境物品等の調達等に関する法律第10条の規定に基づく「徳島県グリーン調達等推進方針」で定める重点調達品目及び「徳島県リサイクル認定制度」に基づく徳島県認定リサイクル製品の使用を積極的に推進するものとし、その調達実績の集計結果を監督員に提出することができる。なお、重点調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。

#### **(工場の選定)【変更】**

##### **1-3-3-2 工場の選定**

##### **1. 一般事項**

受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。

- (1) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（以下「マル適マーク使用承認工場」という。）等）から選定しなければならない。受注者は、選定した工場がマル適マーク使用承認工場である場合、品質管理監査合格証の写しを使用前に監督員に提出しなければならない。

#### **(県内産資材の原則利用)【変更】**

##### **2-1-3-1 県内産資材の原則使用**

##### **3. 建設資材使用実績報告書（削除）**

#### **(土木工事施工管理基準に対する変更仕様事項)**

第3条 「徳島県土木工事施工管理基準 平成28年7月」に対する【変更】仕様事項は、次のとおりとする。

#### **(写真管理基準)【変更】**

##### **4. 写真の省略**

工事写真は次の場合は省略できるものとする。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略できるものとする。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況（形状寸数量）のわかる写真を細別ごとに1回撮影し、後は撮影を省略できるものとする。
- (3) 監督員、監督補助員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略する。臨場時の状況写真は不要。

#### **(法定外の労災保険の付保)**

第4条 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

#### **(工事成績評定の選択制)**

第5条 当初請負額が500万円以上3,000万円未満の価格競争により発注する請負工事は、別に定める「工事における成績評定の選択制の取扱い（試行）」を適用する。

- 2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。

- 3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。
- 4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工事、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。

工事における成績評定の選択制の取扱い（試行）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

### （第三者機関による品質証明）

**第6条** 受注者は、東洋ゴム化工品株式会社及びニッタ化工品株式会社で製造された製品や材料を用いる場合は、契約時点で第三者機関による品質を証明する書類を提出しなければならない。

### （1日未満で完了する作業の積算）

**第7条** 「1日未満で完了する作業の積算」（以下「1日未満積算基準」と言う。）は、変更積算のみに適用する。

- 2 受注者は、徳島県土木工事標準積算基準書 I-12-①-1 ～ I-12-①-6 に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 4 受注者は、協議にあたって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 5 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しないものとする。

### （デジタル工事写真の小黑板情報電子化）

**第8条** 受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下「対象工事」という）とすることができる。

- 2 対象工事は、下記ホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について」に記載された全ての内容を適用することとする。

徳島県 CALS/EC HP

「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用 について【県土整備部】」

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/digitalkendo/>

### （現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等）

**第9条** 現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成29年3月）」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。ただし、一般的な

- 鉄筋コンクリート構造物においては、スランプ値は12cmとすることを標準とする。
- 2 受注者は、設計図書のスランプ値の変更に際して、コンクリート標準示方書（施工編）の「最小スランプの目安」等に基づき協議資料を作成し、監督員へ提出し協議するものとする。なお、品質確認方法については、監督員と協議するものとする。

#### （鉄筋コンクリートの適用すべき諸基準）

- 第10条 徳島県土木工事共通仕様書の「第1編 共通編 第3章 無筋・鉄筋コンクリート 第2節 適用すべき諸基準 1.適用規定」に定める基準類に「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン」を加えることとする。

#### （熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行）

- 第11条 本工事は、日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以下「試行要領」という。）」を適用する。
- 2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
- 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が30度以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
- 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。
- なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高 WBGT 25℃以上対象）を用いることとする。
- 5 熱中症のリスクを高めるおそれのある新型コロナウイルス対策（マスクやフェイスガード等）を行った場合は、真夏日の定義を「日最高気温が28度以上」と読み替えて対応するものとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

#### （資材価格高騰に対する特例措置）

- 第12条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。
- 2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

#### （災害復旧事業等にかかる臨時措置）

- 第13条 本工事は、災害復旧事業等に係る入札・契約制度の臨時措置の対象工事であり、別に定める「災害復旧事業等における現場代理人及び主任技術者等の運用」に基づき、現場代理人及び主任技術者等を配置すること。

運用掲載場所

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5031310/>

#### （仮設トイレの洋式化）

- 第14条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。ただし、当初請負対象金額1千

- 万円未満は、洋式トイレとする。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。
- 2 受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

#### （建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【発注者指定型】）

- 第15条 本工事は、土木工事において遠隔臨場の実施を原則とする「建設現場の遠隔臨場の試行工事（発注者指定型）」の対象工事であり、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5044437/>

#### （情報共有システム活用工事【発注者指定型】）

- 第16条 本工事は、土木工事等において情報共有システムの活用を原則とする「情報共有システム活用工事（発注者指定型）」の試行工事である。
- 2 対象工事は、次の URL にある「土木工事における情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

徳島県 CALS/EC HP

「土木工事における情報共有システム活用試行要領」

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

#### （交通誘導警備員の確保に関する間接費の実績変更の対象工事）

- 第17条 本工事は、交通誘導警備員（以下「警備員」という。）の確保に関する間接費の実績変更の対象工事であり、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象間接費」という。）については、契約締結後、警備員確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準又は港湾積算基準（以下「積算基準」という。）に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて変更契約を行うことができるものとする。

営繕費：警備員送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- 2 本工事は、予定価格の算出の基礎とした設計額においては、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費の割合は、次のとおりである。

- 1) 共通仮設費（率分）に占める実績変更対象間接費（労働者送迎費、宿泊費、借上費）の割合：17.81%
- 2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）の割合：2.23%

- 3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえ、設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」及び実績報告書に記載した内容の内訳書を提出し、設計変更の内容について協議を行うこと。

なお、監督員から請求があった場合は、実績が確認できる資料（領収書の写し等）を提示すること。

- 4 受注者の責めによる工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費



用については、設計変更の対象としない。

5 発注者は、最終精算変更時点に実績変更対象間接費の支出実績を踏まえ、設計変更する場合、受注者から提出された「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」で確認した費用から、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を、共通仮設費（営繕費）に加算して算出する。

なお、加算額については、間接費の率計算の対象外とする。

6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。

7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

#### **（本工事の特記仕様事項）**

**第18条** 本工事における特記仕様事項は、次の2点について、別添のとおりとする。

（本工事における特記仕様事項を記載）

- ・ R 4 徳土 角ノ瀬放水路 徳・国府 堰改築工事 特記仕様書
- ・ 特記仕様書（契約後 V E 方式）

## R 4 徳土 角ノ瀬放水路 徳・国府 堰改築工事 特記仕様書

### 適用

本工事の施工にあたっては、設計図書及び以下の図書によるものとする。

- ・国土交通省 機械工事共通仕様書
- ・国土交通省 機械工事施工管理基準（案）

### 準拠規定

受注者は、本工事の施工にあたっては、設計図書によるほか、以下に示す基準等に準じて施工しなければならない。

- ・河川管理施設等構造令・同施行規則 (国土交通省)
- ・機械工事完成図書作成要領（案） (国土交通省)
- ・機械工事塗装要領（案）同解説 (国土交通省)
- ・ゴム引布製起伏堰技術基準（案） (財団法人 国土開発技術研究センター)
- ・床止めの構造設計手引き (財団法人 国土開発技術研究センター)
- ・その他、関係法規、法令及び指針等

### 【工事概要】

本工事は、飯尾川角ノ瀬放水路に設置されている角ノ瀬堰（ゴム引布製起伏堰）における各種設備（下記）について、老朽化及び損傷した設備を更新し、施設機能を回復することを目的とするものである。

#### 更新対象設備

堰体（袋体）：製作・据付 1式

### 【施工条件】

工事着手前に現地確認を行い、その結果を監督員に報告し、確認を受けた後に工事に着手することとする。

供用中の堰における施工であり、近傍に他の管理者が管理する施設（排水機場）も近接するため、既存施設及び近接施設への影響等が無いように十分に注意し、作業するものとする。

また、工事完了後は試運転を行うものとし、試運転終了後には、操作説明会（1回）を実施するものとする。

### 【構造物諸元】

対象	：	角ノ瀬堰 堰体（袋体）
形式	：	ゴム引布製起伏堰
規格	：	法勾配 左右岸とも 1：1.0
		河床幅 24.0 m
		堰高 4.0 m
		径間長 33.42 m
		計画高水位 AP+4.852 m
		計画河床高 AP-0.160 m
		本体敷高 AP+0.550 m
		堰天端高 AP+4.550 m
		倒伏水位 AP+4.600 m
		操作時間 起立操作 60分以内
		倒伏操作 常時60分以内，非常時20分以内
		操作方法 起立操作 人為操作及び自動停止
		倒伏操作 電気式自動倒伏
		機械式自動倒伏
		人為操作倒伏
		駆動方式 常用機 電動機駆動ルーツブロー
		予備機 原動機駆動ルーツブロー
台数	：	1基

### 【使用材料】

材質等については，下記もしくは同等品以上とする。

- ・袋体（ゴム引布） エチレンプロピレングム+ナイロン織布
- ・取付金具 SCS14 相当品
- ・固定ボルト SUS329 J4L 相当品
- ・配管等 SUS304 TP

仕様書に示すもののほかは，水門鉄管技術基準に記載された材料から目的に応じた材料を適切に選択し，使用するものとする。

なお，外注品については，JIS又はその他関係する規格，基準に適合したメーカー品とする。

## 【構造】

- ・ ゴム袋体は、耐候性及び、耐摩耗性を有するエチレンプロピレングムとナイロン織布の複合材料からなる一体成形構造とし、水圧その他想定される外力に対して、十分な強度と耐久性を有するものとする。
- ・ ゴム袋体は、河川流水方向に接合部を設けない成形構造とする。
- ・ ゴム袋体の径間方向接合部の引張り強さ及び、耐久性は、接合部以外の部位と同等以上の性能を有するものとする。
- ・ 袋体の厚みは、摩耗代を考慮するものとする。
- ・ 袋体に転石などでの破損の影響が考えられる場合には、適切な処置を施すものとする。
- ・ 下流水位による影響を少なくするため、袋体固定方式は2列固定方式とする。
- ・ 取付金具及び、固定ボルトは十分な強度を有するものとする。
- ・ ゴム袋体を固定する固定ボルトの構造は、露出ネジ部が損傷した場合でもコンクリートをはつることなく交換可能な構造とするものとする。
- ・ 給排気管は起立、倒伏時間を考慮して適切な口径とし、内圧に対して十分な強度を有するものとする。
- ・ ゴム袋体に連結する給排気口は、法面及び、河床部に設けるものとする。
  
- ・ ブロワー及び電動機類等については、既設設備の活用を想定している。構造及び状態に異常がないか確認の上、異常が認められた際には、監督員と協議するものとする。
- ・ ブロワー及び電動機類等の構造については、参考として、以下に示す。
  - ・ 給気は電動機駆動及び原動機駆動のブロワーとし、袋体を必要時間内で起立できる機能を有する構造である。また、ブロワー及び電動機類は点検容易な構造とし、操作時には安全かつ確実に運転できるものとしている。
  - ・ 起立操作は、操作盤面の起立ボタン操作で運転し、所定の袋体内圧に到達すれば自動で運転を停止するものとしている。
  - ・ 倒伏操作は、自動倒伏及び手動倒伏としている。自動倒伏は河川水位が倒伏水位に達すると電気式倒伏装置または機械式倒伏装置が自動で作動し、堰袋体が倒伏する構造である。  
また、手動倒伏は排気バルブの手動操作ができる構造である。
  - ・ 万一、自動倒伏装置が作動しない場合又は、給気ブロワーの止め忘れ等に対する安全対策として、異常内圧時に過剰空気を排出できる安全装置（水封管等）を設けるものとしている。

## 【製作】

- ・ 各材料の切断は、すべて切断機械又はプレーナーによるものとし、ガス切断により熱影響を受けた部分は使用してはならない。
- ・ 端曲げ、変形、食い違いをハンマー打ちにより修正してはならない。
- ・ 防食処理として、ステンレス鋼の表面処理は酸洗いのみをおこなうものとする。

**【輸送及び据付】**

- ・ 輸送は工場から設置場所までとし、各製品は運搬中に変形、破損を生じないようにするものとする。
- ・ 据付現場における製品の荷下ろしに際しては、細心の注意を払って取り扱うものとする。
- ・ 各種部材及び機械等の据え付けに重機を使用するときは、既設構造物に損傷を与えないよう留意するものとする。

**【試験及び検査】**

- ・ 主要部材に使用する材料検査は徳島県工事請負契約約款による。ただし、規格説明書のある材料については、試験を省略することがある。
- ・ 成績結果不良なものは、受注者の負担において、製作又は修正、取替をおこなうものとする。
- ・ 監督員が必要と認めたときは、受注者の工場内において立会検査をおこなうことがある。この場合、受注者は検査に協力するものとする。

## 特記仕様書（契約後VE方式）

（VE提案について）

### 第1条

#### 1 定義

「VE提案」とは、徳島県公共工事標準請負契約約款（以下「契約約款」という。）第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に対し行う提案をいう。

#### 2 VE提案の範囲

- (1) 受注者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料、施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- (2) 以下の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。
  - ① 施工方法等を除く工期の延長等施工条件の変更を伴う提案
  - ② 契約約款第18条に基づき条件変更が確認された後の提案
  - ③ 入札時に入札に参加するものに必要な資格として求めた同種工事又は類似工事の範囲を越えるような工事材料、施工方法等の変更の提案
  - ④ 関連工事に大きく影響を与えると予想される提案
  - ⑤ ライフサイクルコストが増大すると予想される提案

#### 3 VE提案の提出

- (1) 受注者は、前項のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書（様式-1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
  - ① 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
  - ② VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む。）
  - ③ VE提案が採用された場合の請負代金額の概算低減額及び算出根拠
  - ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係
  - ⑤ 工業所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項
  - ⑥ その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項
- (2) 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- (3) 受注者は、前項のVE提案を契約の締結日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。
- (4) VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

#### 4 VE提案の審査

VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等を評価する。

#### 5 VE提案の採否等

- (1) 発注者は、VE提案の採否について、VE提案の受領後14日以内に書面（様式-5）により受注者に通知するものとする。ただし、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。
- (2) また、提出されたVE提案が適正と認められなかった場合の前項の通知は、その理由を付して行うものとする。
- (3) 発注者は、VE提案による設計図書の変更を行う場合は、契約約款第19条の2の規定に基づくものとする。
- (4) 発注者は、VE提案による設計図書の変更を行う場合は、契約約款第25条の

規定により請負代金額の変更を行うものとする。

- (5) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。
- (6) VE提案が適正と認められた後、契約約款第18条の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- (7) 発注者は、契約約款第18条の条件変更が生じた場合には、契約約款第24条第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、契約約款第18条の条件変更が生じた場合の前記(5)のVE管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない事由（不可抗力や予測することが不可能な事由等）により、工事の続行が不可能、又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

## 6 VE提案の保護

VE提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

## 7 責任の所在

発注者がVE提案を適正と認めることにより、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

# V E 提 案 書

徳島県知事 殿

受注者  
住 所  
氏 名

印

徳島県公共工事標準請負契約約款第 19 条の 2 に基づき，V E 提案書を提出いたします。

工事名：		連絡者 氏名
契約締結日：		TEL FAX
V E 提案の概要		
(注) 記入欄が不足する場合は，様式 - 1 の 2 として追記してください。 概算低減額は，提案を審査する上で参考とするものです。		
番 号	項 目 内 容	概算低減額(千円)
概 算 低 減 額 合 計		
V E 提案の詳細		
(1) 設計図書に定める内容とV E 提案の内容の対比等		
(2) V E 提案による概算低減額の算出根拠		
(3) その他詳細資料及び図面		



様式 - 2

番 号	項目内容
-----	------

(1) 設計図書に定める内容とV E 提案の内容の対比

【現状】……略図等

【改善案】……略図等

(2) 提案理由

(3) V E 提案の実施方法（材料仕様，施工要領等を記入）

(4) 品質保証の証明（品質保証書の添付等）

(5) その他



様式 - 4

番 号		項目内容	
-----	--	------	--

(1) 関連工事の関係

(2) 工業所有権等の排他的権利を含むV E 提案である場合，その取扱に関する事項

(3) V E 提案が採用された場合に留意すべき事項(提案内容の公表に係る所見等)

# V E 提案採否通知書

( 受 注 者 ) 殿

徳島県知事

特記仕様書「第1条 V E 提案について」に基づき、 年 月 日付けで提出されましたV E 提案の審査結果を次のとおり通知します。

工 事 名 :		V E 提案項目数 :		
契約締結日 : 年 月 日		採用項目数 :		
		不採用項目数 :		
V E 提案に対する「採否」及びその理由				
番 号	項 目 内 容	採否の区分	適 否 の 理 由	特 記 事 項

(注) 採否に関する問い合わせ先 徳島県 部 課 電話番号 :